

なお、これらの効果検証の機関毎の評価は第2期中期事業計画策定に活用したものの公表はしていない。」

県は第2期中期事業計画策定に当り第1期中期事業計画の達成状況等を検証したが、この検証が実質的に機関評価に相当するとの見解を示している。しかし、機関評価としての評価調書はなく、科学技術会議・評価委員会における議事内容を閲覧しても、機関評価についての評価手続はとられていない。機関評価の対象として、「評価指針」では業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等を掲げているので、これら項目ごとに「評価調書」並びに評価採点した「評価シート」を作成し、形式的にも機関評価を実施したことが外部の者に理解されるようにすると共に評価結果を公表すべきである。

⑧試験研究課題ごとにかかった費用と得られた効果を分析した資料は作成しているかについて

各試験研究機関共、費用対効果を分析した資料は作成していない。かかった費用の把握は人件費も含めたかたちでは実施されていないが、把握は可能である。しかし、効果を定量的に算出するとなると、実務上困難であるというのが実情のようである。しかしながら、産業系の試験研究機関（工業技術センター、農林水産技術総合センター）では、研究成果の有効性・効率性の評価においては、効果の定量的な測定を伴わなければ的確な評価は出来ないと思われる。研究成果がどの程度の価額であれば他に売却できるのかといった視点で考えること等により、定量的な測定方法を検討することが望まれる。

3. 試験研究課題、成果等の評価体制

県では「県立試験研究機関の評価に関する指針」「県立試験研究機関の研究課題等の評価要領」「試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準」を定め、平成13年7月より施行している。これらの主な内容は次のとおりである。

(1) 県立試験研究機関の評価に関する指針（以下「評価指針」と略す）

1. 本指針の位置付け

本指針は、「県立試験研究機関・中間事業計画」の方向と内容を踏まえ、効果的、効率的な業務推進のため、新たに構築する評価システムについて、その評価の実施等に必要な基本的事項をとりまとめたものである。

2. 評価の目的

県立試験研究機関における研究課題等のテーマ選択、進行管理、成果の活用等について、評価システムを適時、的確に運用することにより、次の事項に資することを目的とする。

- (1) 各機関毎に今後果たすべき役割や業務の重点化の内容等を踏まえながら、研究課題等の評価及び機関の運営に関する評価を体系的に行うことにより、研究資源の効果的な配分を図る。
- (2) 研究課題等の企画、内容、成果や機関の運営等について適切な評価を行うことにより、研究者の創造的な研究活動の推進と開かれた研究環境の確保及び研究マネジメント機能の充実に資する。
- (3) 評価結果を積極的に公開することにより、県立試験研究機関が行う研究業務に対する県民の理解と支持を得るとともに、研究成果の幅広い活用に資する。

3. 評価の枠組み

- (1) 研究課題等の評価と機関評価の実施
- (2) 研究課題等の各段階における評価の実施
- (3) 内部評価と外部評価の実施

4. 研究課題等の評価

- (1) 研究課題等の評価の対象は、県立試験研究機関が実施する研究、普及指導及び試験分析とする。
- (2) 研究課題等の評価の種類は、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価とする。

(3) 県立試験研究機関における内部評価並びに科学技術会議・評価委員会及び部局単位の評価専門委員会による外部評価を重層的に実施する。

(4) 評価の方法

- ア. 事前評価・・・翌年度新たに実施しようとする研究課題等について評価を実施する。
- イ. 中間評価・・・既に行っている研究課題等について評価を実施する。
- ウ. 事後評価・・・前年度に研究を終了した研究課題等について評価を実施する。
- エ. 追跡評価・・・研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を実施する。

(5) 研究課題等の評価の結果については、予算等にこれを反映させるものとする。

5. 機関評価

(1) 機関評価の対象は、県立試験研究機関の運営全般（業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等）とする。

(2) 機関評価は、科学技術会議・評価委員会において行う。

(3) 県立試験研究機関における内部評価と部局単位の評価専門委員会による外部評価の結果を踏まえ、概ね5年毎を目途に実施する。

(4) 機関評価の結果については、予算等にこれを反映させるものとする。

6. 評価の結果に基づき、県立試験研究機関は、研究計画の改善、予算等研究資源の配分、研究機関の運営改善等への適切な反映に努める。

7. 評価の結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

(2) 県立試験研究機関の研究課題等の評価要領（以下「評価要領」と略す）

1. 趣旨

この要領は、県立試験研究機関の評価に関する指針の規定に基づき、研究、普及指導及び試験分析（以下「研究課題等」という。）の評価に関し必要な事項を定めたものである。

2. 評価の対象

原則として県立試験研究機関で実施されるすべての研究課題等を、評価の対象とし、厳正な内部評価を行うものとする。

外部評価を行う研究課題等は、部局横断的研究等、その他外部評価が必要と認める主要研究を対象に実施する。

3. 評価の実施体制

(1) 外部評価

ア. 科学技術会議・評価委員会

部局横断的研究等については、兵庫県科学技術会議に設置している「科学技術会議・評価委員会」において評価を行う。

イ. 部局単位の評価専門委員会

主要研究については、県立試験研究機関が所掌する各々の専門分野に関する学識経験者、大学・国の研究機関の研究者、科学技術全般に知見のある学識経験者、研究マネジメントに関する専門家及び社会科学系の幅広い分野の有識者など概ね5～10名で構成される「研究課題評価専門委員会」を部局単位で設置し、評価を行う。

(2) 内部評価

県立試験研究機関幹部、本庁関係課長等の内部委員により構成される「研究課題等評価調整会議」を設置し、評価を行う。

4. 研究課題評価

(1) 評価対象及び評価者

ア. 部局横断的研究等については、科学技術会議・評価委員会における外部評価を実施する。

イ. 主要研究については、研究課題評価専門委員会による外部評価を実施する。

ウ. 上記ア. イ. に属さない小規模、経常的な研究等については、県立試験研究機関による内部評価を実施する。

(2) 評価方法

ア. 研究課題調書の作成

研究の提案機関は、研究課題調書を作成し、評価を受ける。

イ. 評価シートの作成

評価者は、提案された研究課題調書の内容について評価を行い、各評価項目を総合的に判断したコメントを付した評価シートを作成する。

(3) 評価の種類、実施時期及び評価項目

ア. 事前評価

研究実施の前年度に、必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について評価を行う。

イ. 中間評価

原則として、5年以上の研究期間を有する研究を対象として、研究開始後3年目に、必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について評価を行う。

ウ. 事後評価

研究終了の翌年度に、目標の達成度、必要性、有効性及び効率性の項目について評価を実施する。

エ. 追跡評価

研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果の項目について評価を実施する。

(4) 評価基準

事前、中間、事後及び追跡いずれの評価においても、評価項目毎にA～Eの5段階評価により実施する。

(5) 評価結果の集約

事前、中間、事後及び追跡いずれの評価においても、各委員の評価結果を数値比した後、集約を行う。

(6) 採択の可否等

事前及び中間評価においては、(5)により集約した結果により、採択の可否等を判断する。

5. 研究課題評価の特例措置

(1) その内容、規模等から外部評価の前提とならないものについては、研究課題の特性に応じて、簡便な方法により評価を行うことができるものとする。

(2) 部局横断的研究等及び主要研究であっても、緊急性等の事由によりやむを得ない場合は、内部評価のみとすることができる。

(3) 追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする。

6. 普及指導評価

普及指導業務に対する評価は、研究成果の迅速な普及と円滑な技術移転の促進という観点から、県立試験研究機関における厳正な内部評価を行う。

(1) 事前評価を事業実施の前年度に必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について行う。事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を行う。

事後評価を事業終了の翌年度に目標達成度、必要性、有効性及び効率性の項目について行う。

(2) 事前評価の結果に基づき、県としての実施の可否等を判断する。

7. 試験分析評価

試験分析の評価は、公民の役割分担に伴う外部化の推進を基本としつつ、県が行うこととされている法定検査、プライバシーに関わる検査等を対象に、県立試験研究機関における厳正な内部評価を行う。

(1) 事前評価を事業実施の前年度に、代替性の項目について行う。事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行う。

(2) 事前評価の結果に基づき、代替性の有無により、県としての実施の当否等を判断する。

(3) 試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準（以下「評価項目・評価基準」と略す）

1. 評価項目

- ①事前評価（・必要性 ・有効性 ・効率性 ・代替性 ）
- ②中間評価（・必要性 ・有効性 ・効率性 ・代替性 ）
- ③事後評価（・目標達成度 ・必要性 ・有効性 ・効率性 ）
- ④追跡評価（・施策への反映 ・企業・県民への直接的効果
・地域への貢献度・波及効果<副次的効果・今後の研究へのフィードバック
効果> ）

2. 評価基準

①必要性・有効性・効率性並びに追跡評価の各評価項目の評価基準

A:非常に高い B:高い C:普通 D:低い E:非常に低い

②代替性の評価基準

A:県でのみ実施できる B:ほとんど県で実施できる C:一部県で実施できる

D:ほとんど県以外で実施できる E:すべて県以外で実施できる

③目標達成度の評価基準

A:目標を大きく上回っている B:目標をやや上回っている C:概ね目標どおり

D:目標をやや下回っている E:目標を大きく下回っている

3. 評価項目基本的考え方

評価項目	基本的考え方
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の政策の方向性に適合するものであるか。 ・ 中期事業計画に明記されている、機関毎のミッション（今後果たすべき役割）、業務の重点化の内容に適合したものであるか。 ・ 緊急に実施すべき必要があるか。 ・ 企業・県民の具体的ニーズ、市場ニーズに対応しているか。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果は技術シーズや研究ポテンシャルから見て実現可能なものか。 ・ 研究成果の技術水準は高く、新規性・革新性・独創性を有しているか。 ・ 産業化や地域経済への波及効果があるか。 ・ 県民の安心・安全を支える効果があるか。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の視点により投入を予定している人員・予算の規模は妥当か。 ・ 研究を推進する手段・方法が妥当であるか。 ・ 本来民間企業等との共同、連携により研究すべき課題等を単独で実施していないか。
代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民の役割分担の観点に基づき、大学や民間試験研究機関などの他の機関による実施が見込めない研究かどうか。 ・ 技術的側面から、民間等での実施が不可能であるか。 ・ 市場性の面から、民間等での実施が不可能であるか。

以上みてきたように、県の試験研究課題等評価に関する規定は相当レベルの高い内容になっていると認められる。しかしながら、次の2点について意見がある。

①「評価指針」4(1)において、評価の対象は県立試験研究機関が実施する研究、普及指導及び試験分析の3つを掲げているが、一方で「評価要領」2において、普及指導業務及び試験分析業務は内部評価は行うが、外部評価は行わないこととしている。しかし、これら業務は、県立試験研究機関において相当の業務割合を占めている重要な業務であるため、外部評価を全く受けないことは適当でないと思われる。研究業務と同様に外部評価の対象とすべき普及指導、試験分析業務を定め、外部評価を受けるよう改めることが望まれる。

②追跡評価に関し、「評価要領」では、「研究成果の施策化やユーザーへの普及度、副次的効果、学会における研究動向の把握に資するため、研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果の項目について評価を実施する。」と規定されており、追跡評価の「評価項目、評価基準」においてその評価内容が次のように示されている。

評価項目	基本的考え方
施策への反映	○研究成果が施策に反映されたかどうかを評価する。
直接的効果	○技術移転・普及等の形で企業・県民へ研究成果がどの程度浸透したかという、成果の直接的効果について、次の視点により評価する。
企業・県民への直接的効果	[産業系の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生活水準、意識の向上 ・ 取得特許の有無、件数 ・ 生産への技術の導入（商品開発利用、新規事業化、農家の生産性向上等） ・ 生産プロセスの省略化（コスト削減、工程等の改善、労働力の軽減等）
県民・健康福祉事務所等への直接的効果	[非産業系の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活の安心・安全の向上 ・ 危機管理機能の強化 ・ 県民の参画と協働の促進
地域への貢献度・波及効果	○地域産業の振興・県民生活の向上など、当該研究成果の地域波及効果や他の施策等への反映などの間接的・副次的効果について、次の視点により評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・県民への直接的効果以外の波及効果 ・ 計画上予想されていなかった副次的効果 ・ 計画時の目標波及効果の達成状況
今後の研究へのフィードバック効果	○学会や産業界における当該研究に関連する研究動向をフォローアップしその後の研究に活用しているか。

上記の評価項目の内容をみてわかるように追跡評価は試験研究機関の試験研究の成果が、県民のニーズにマッチし、技術移転、普及等の形で企業・県民へどの程度効果が及んでいるかを評価するもので、試験研究機関にとっても県民にとっても最も関心の高い重要な評価手続であると考えられる。しかしながら、「評価要領」研究課題評価の特例措置(3)において「追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする」とし、外部評価の対象から除外しているが、重要な評価手続であるので外部評価の対象とすべきである。更に内部評価の段階においても試験研究機関単独で行うだけでは、評価に片寄りの生ずる惧れがあるほか、ユーザーサイドの評価がみえてこない。評価の公正性を確保するため追跡評価調書の作成並びにその1次評価に当たっても、第3者機関か又は試験研究機関、行政関係部署、生産者団体、消費者団体等で構成される調査委員会で行うことが望ましい。追跡評価につき各試験研究機関で具体的な手続を定めるに当たり、評価メンバー選定上、留意すべき事項である。

各試験研究機関において、上記した県の規程に準拠して研究課題等に対する事前、中間、事後評価等が行われているか否かにつき検討した結果は以下のとおりである。

(1)工業技術センター

当センターの研究実績の推移は次のとおりである。

A. 研究実績の推移（経常研究、共同研究を除く）

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	2	11	10	9	7
新 規	10	17	21	16	29
完 了	1	18	22	18	29
次年度継続	11	10	9	7	7

B. 研究実績の推移（経常研究）

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	0	10	10	17	17
新 規	22	28	27	28	21
完 了	12	28	20	28	38
次年度継続	10	10	17	17	0

C. 研究実績の推移（共同研究）

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	0	0	0	0	0
新 規	76	74	79	82	96
完 了	76	74	79	82	96
次年度継続	0	0	0	0	0

当センターでは上記の「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に「兵庫県立工業技術センター研究課題等評価実施要綱」（以下、「評価実施要綱」と略す。）及び「兵庫県立工業技術センター研究課題等評価の実施要領」（以下、「工技センター評価実施要領」と略す。）を定めている。

この「評価実施要綱」第3条で「工業技術センター研究課題等評価調整会議」（以下、「工技センター評価調整会議」と略す。）を設置し、当会議での評価結果に基づき、研究課題等の評価の決定は所長が行うと定めている。

なお、当評価調整会議の委員構成は、工業技術センター所長、次長、参与、金属・繊維・皮革の各工業技術支援センター所長、各部長、産業労働部商工労働局工業振興課長、技術参与計18名である。

「工技センター評価実施要領」第4条によれば、研究課題は事前、中間、事後、追跡の4評価を行うが、経常研究については事前評価のみ行い、普及指導業務及び試験分析業務は事前評価と事後評価のみ行うとしている。

また、第6条によれば、会議の開催は原則として次の時期に開催すると定めている。

事前評価	実施前年度の8月
中間評価	事業実施年度を起点として3年目の6月（事業期間5年以上の研究課題等を対象とする）
事後評価	研究課題等終了年度の翌年度の6月
追跡評価	研究課題等終了年度の3年後

①試験研究課題の内部評価について

a. 事前評価

平成17年度、研究課題に対する事前評価のための内部評価（工技センター評価調整会議による評価）は3回開催されており、その評価課題件数及び評価結果は次のとおりである。

開催年月日	評価課題件数	うち採択件数
平成17年6月22日	5	5
平成17年8月9日	7	7
平成18年3月7日	8	8

これらにつき、研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適切に実施されているものと認めた。

ただし、経常研究の課題38件の評価は、委員の書類持廻りで審査しており、全て「実施の妥当性あり」と評価されているが、上記の工技センター評価調整会議では審議されていない。しかしながら、「工技センター評価実施要領」には書類持廻り審議制度の規定はない。書類持廻り審査を継続するのであれば、規定上明記しておくことが必要である。

また、この審議結果資料を閲覧した結果、委員である所長、次長の審査結果資料は無く、審査していないとの事であった。規定に定められた運用ができていない面がみられた。

なお、共同研究は中小企業との間で何時契約を締結するか特定出来ないため、事前評価の対象とはしていないが、事後評価の対象とはしているとの事である。

b. 中間評価

研究課題に対する中間評価は研究期間5年以上の研究課題を対象とすることになっている。当センターでは、研究期間5年以上の研究は実施していないので、中間評価の対象となる研究課題は無く、中間評価は実施していない。

c. 事後評価

平成17年度研究課題に対する事後評価のための内部評価（工技センター評価調整会議）は次の2回開催されており、その評価課題件数及び評価結果は次のとおりである。

開催年月日	評価課題件数	評価結果
平成17年6月22日	13件	A:6件 B:7件
平成17年9月29日	2件	A:2件

これらにつき研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適切に実施されているものと認めた。

ただし、平成17年度に事後評価すべき課題が洩れなく評価されているか否か検討した結果、1件（応力発光材料の開発と実用化の調査研究）事後評価が洩れていた。

また、企業との共同研究96件に対する事後評価は委員の書類持廻りで審査しており、全て「実施の妥当性あり」と評価されているが、「工技センター評価調整会議」では審議されていない。しかしながら、この手続についても規定上は明記されていない。書類持廻りの審査を継続するのであれば、規定上明記しておくことが必要である。また、この審査結果資料を閲覧したところ、委員である所長、次長は審査に参加していなかった。

d. 追跡評価

平成17年度研究課題に対する追跡評価のための内部評価（工技センター評価調整会議による評価）は平成18年3月7日に1回開催されている。この時の研究課題は2件で、評価結果A1件、B1件であった。

「工業技術センター評価実施要領」第6条によれば、追跡評価は研究課題等終了年度の3年後に実施することになっている。従って、平成17年追跡評価を実施すべき研究課題は平成14年度終了した研究課題であるが、この件数は18件であり、このうち2件のみ追跡評価が実施されているにすぎない。

規定が遵守されていないかたちになるので、実務上全てを実施することが合理的でないのであれば、規定の見直しが必要である。

②試験研究課題の外部評価

当センターでは外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか産業労働部研究課題評価専門委員会（以下、「工業評価専門委員会」と略す。委員構成：大学教授等学識経験者6名、（独）産業技術総合研究所1名、企業2名、支援機関1名 計10名）を設置している。

「工業評価専門委員会」は平成17年度には1回開催（平成17年10月6日開催）されており、事前評価として1件の試験研究課題、事後評価として4件の試験研究課題を評価している（この評価結果：事前評価1件は採択、事後評価4件は目標達成）。この課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。ただ、「工業評価専門委員会」へ付議する試験研究課題は主要研究に限定されており、「実施細則」2(2)により産業労働部が所管する県立試験研究機関にあつては、「主要研究」とは投入経費年平均200万円以上のもの及び研究員の年間投入人員が1人を超えるものと定義されていることもあり、付議の対象となる試験研究課題は上記のごとく非常に少ない状況にある。

これは、投入経費には人件費が含まれていないことが大きく影響していると思われる。主要研究の定義の見直しが必要と思われる。なお、この外部評価の評価結果等は公表されている。

また、科学技術会議・評価委員会は平成17年度には2回（平成17年11月14日及び平成18年3月22日）開催されているが、いずれも県立試験研究機関の第1期中期事業計画及び第2期中期事業計画に対する審議である。当評価委員会で平成17年度に評価の対象となる部局横断的研究、県の重要な政策と密接に関連する研究は無かった為、実施していないとのことである。

③普及指導業務の評価

普及指導業務の評価は「評価要領」第6条によれば、・事業実施の前年度に事前評価を、・事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を、・事業終了の翌年度に事後評価を行うことになっている。

また、「工技センター評価実施要領」第4条において、普及指導業務は事前評価と事後評価を行うと定めており、中間評価は行わないこととしている。

この平成17年度の評価実績を聴取したところ、第2期中間事業計画の策定に当り、平成17年8月9日に「工技センター評価調整会議」を、また平成17年10月6日に「工業評価専門委員会」を開催し、平成18年度から平成22年度の間に実施予定の普及指導業務につき評価を実施しており、この普及指導事業調書及び普及指導・事前評価シートを閲覧した。

なお、事後評価は、終了した事業がないので実施していないとの事である。

ただ、この「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。また、毎年度の内部点検は担当者が事業継続の妥当性について点検シートを作成することにより実施しているとの事であるが、この点検シートを「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが必要であろう。

④試験分析業務の評価

試験分析業務の評価は「評価要領」第7条によれば、事業実施の前年度に事前評価を行い、事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行うことになっている。

この平成17年度の評価実績を聴取したところ、第2期中期事業計画の策定時に、「工技センター評価調整会議」また「工業評価専門委員会」で、平成18年度から平成22年度の間に実施予定の試験分析業務につき評価を実施したとのことであるので、この試験分析調書及び評価シートを閲覧した。

ただ、この「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。

また、毎年度、進捗状況の内部点検は試験分析担当者が実施しているとの事であったが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが望まれる。

更に、普及指導業務、試験分析業務の事前評価、事後評価は、「評価要領」の主旨から考え中期事業計画策定時に評価を実施すれば良いというものではなく、事業実施の前年度に事前評価、事業終了年度の翌年に事後評価を行うということであるので、毎年度評価の対象の有無を明確にしておくことが必要である。

(2) 農林水産技術総合センター

当センターの研究実績の推移（経常研究は除く）は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	33	72	80	65	69
新 規	49	20	12	24	14
完 了	10	11	24	16	33
中 止	0	1	2	3	0
休 止	0	0	0	1	0
そ の 他	0	0	1	0	0
次年度継続	72	80	65	69	50

当センターでは上記の「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、「農林水産関係試験研究推進事務の進め方（取扱細則）」（以下、「取扱細則」と略す。）を定めている。

この「取扱細則」第2で試験研究推進会議（当推進会議のメンバーは当センターの所長、次長、部長で構成されている内部の会議体である）を設置し、当推進会議に農業部会、畜産部会、林業部会、水産部会、プロジェクト部会の5部会を置き、次の事項を審議することとしている。

- ・試験研究課題への要望・提案問題の調査及び取扱いに関すること。
- ・試験研究課題の設定に関すること。
- ・試験研究成果の評価に関すること。
- ・その他、総合センターの試験研究の推進に必要な事項に関すること。

「取扱細則」第3で会長（所長）は農林水産技術会議設置要綱に定める農林水産技術会議（当技術会議のメンバーは県の農林水産部長、農政企画局長、農林水産局長、総務課長他関係課長と当センターの所長、次長、農業・畜産・森林・水産の各技術センター所長等で構成され、「評価指針」に定める内部評価を実施するための会議体である。）に試験研究課題等の評価についての試験研究推進会議の検討結果（試験研究要望・提案問題検討書並びに試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表）を提出することを定めている。つまり、農林水産技術会議に諮る議案は、事前に当センターの試験研究推進会議で検討することとしている。

① 試験研究課題の内部評価について

a. 事前評価

平成17年度、研究課題に対する事前評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催月日は次のとおりである。

農業部会	平成17年5月20日、5月23日、5月24日、9月7日、9月28日の5回
畜産部会	平成17年10月5日の1回
林業部会	平成17年9月26日、10月5日の2回
水産部会	平成17年5月19日、5月27日、9月30日の3回
プロジェクト部会	農業部会と同時開催
本会議	平成17年6月1日、10月11日の2回

上記開催の議案並びに試験研究要望・提案問題検討書並びに試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表を閲覧し、試験研究課題が検討選択されていることを確認した。

上記の審議結果をもって、農林水産技術会議（「評価要領」が定める内部委員により構成される「研究課題等評価調整会議」に当る）が平成17年10月21日に開催されている。この内部評価の結果は次のとおり、評価課題42件に対し32件が採択されている。

部会	評価課題件数	うち採択件数
プロジェクト部会	3	2
農業部会	19	15
畜産部会	10	6
林業部会	7	6
水産部会	3	3
計	42	32

これらの一部につき、研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。

ただ、経常研究は事前評価、事後評価の対象とはされていない。経常研究は主にデータを蓄積して将来の研究課題の基礎にするとか産地指導のために継続的にデータを収集するというものであるので評価対象とはしていないとの事であった。

しかしながら、経常研究であっても「評価要領4(1)ウ.において厳正な内部評価を実施することになっていることから、何らかの事前評価は必要と思われる。

なお、工業技術センターでは経常研究についても事前評価は行う旨「工技センター評価実施要領」に定めがある。農林水産技術総合センターにおいて経常研究の事前評価の要否を検討し、その結果、合理性に乏しく不要と判断されるのであれば、取扱細則においてその旨明記しておくことが必要である。

b. 中間評価

当センターの「取扱細則」第7の2において、中間評価は5年以上の研究期間を有する研究を対象として、原則として、研究開始後3年目に当該研究の見直しの要否、研究続行の適否の判断に資するため、会長（所長）は試験研究推進会議の審議結果に基づき研究課題調書〔中間評価用〕を取りまとめ、農林水産技術会議に提出すると定めている。

平成17年度では、研究課題に対する中間評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催日は次のとおりである。

農業部会	平成17年5月25日
畜産部会	平成17年5月25日
林業部会	開催せず
水産部会	平成17年5月27日
プロジェクト部会	平成17年5月25日
本会議	平成17年6月1日

上記の審議結果に基づき、研究課題調書〔中間評価用〕を取りまとめ、農林水産技術会議を平成17年6月13日に開催し、中間評価を実施している。この中間評価の結果は次のとおり、評価課題4件に対し4件全て採択されている。

部会	評価課題件数	うち採択件数
農業部会	1	1
畜産部会	1	1
水産部会	2	2

上記につき中間評価対象研究課題に洩れがないことを検証すると共に研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。

c. 事後評価

当センターの「取扱細則」第7の3において事後評価は前年度に終了した研究課題の総括評価、成果の活用・普及方法、残された問題への対応を検討するため、研究課題調査[事後評価用]を取りまとめ農林水産技術会議に提出すると定めている。

平成17年度では研究課題に対する事後評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催は中間評価のための試験研究推進会議と同時に行われている（但し、林業部会は平成17年5月24日）。また、この審議結果に基づき、研究課題調査[事後評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議を平成17年6月13日に開催し、事後評価を実施している。この事後評価の件数及び結果は次のとおりである。

部 会	評価課題件数	うち合格点(注)を得た件数
農 業 部 会	6	6
畜 産 部 会	2	2
林 業 部 会	2	2
水 産 部 会	3	3
プロジェクト部会	1	1
計	14	14

(注)合格点とは満点の75%（15.0点）以上の点数をいう。

上記につき、事後評価対象研究課題に洩れがないことを検証すると共に研究課題調査、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されていると認めた。

d. 追跡評価

当センターの「取扱細則」第7の4において追跡評価は、研究終了から数年が経過した研究課題について成果の実用化、施策化、普及状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、研究課題調査[追跡評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議に提出すると定めている。

当センターでは県の「評価指針」が施行されたのは平成13年度であり、平成13年度に事前評価を受けた研究課題は、研究期間の短いもの（3年）では16年度に終了しており、17年度に事後評価を受けていることから、研究終了数年後となると少なくとも19年度以降にならないと追跡評価の対象となる課題が生じないとのことである。

②試験研究課題の外部評価

当センターでは、外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか、農林水産部研究課題評価専門委員会（以下「農林評価専門委員会」と略す）を設置している。委員は学識経験者、消費者・生産者代表等10名で構成されている。

この「農林評価専門委員会」は平成17年度には1回開催（平成17年11月21日開催）されており、その評価件数は下記のとおりである。事前評価、中間評価の評価結果は、全て採択であった。また事後評価の得点も20点満点であるので下記のとおり、高い評価になっている。

部 門	事前評価	中間評価	事後評価	事後評価の得点
プロジェクト部門	1		1	16.8点
農 業 部 門	6		1	17.3点
畜 産 部 門	2	1	1	18.0点
水 産 部 門		1		
計	9	2	3	
内部評価件数	32	4	14	

ただ、事後評価については内部評価付議件数に比べ外部評価付議件数は著しく少ない。これは、外部評価に付議する主要研究は「評価実施細則」により農林水産部が所管する県立試験研究機関にあつては、年平均投入経費100万円以上のもの又は研究員の年間投入人員が1人を超えるものと定義されていることにある。この投入経費には人件費が含まれていないことから少なくなっている。主要研究の定義を見直し、外部評価の対象を増すべきであろう。

なお、この外部評価の評価結果等は公表されている。

なお、科学技術会議・評価委員会へ付議すべき部局横断的研究等は無かったとのことである。

③普及指導業務の評価

普及指導業務については、「評価要領」6において研究成果の迅速な普及と円滑な技術移転の促進という観点から厳正な内部評価を行うと定められている。しかしながら、当センターでは「評価要領」6の対象となるような普及指導業務は行っていないという判断から、この評価は行っていない。

農業関係の事業者に対する直接の普及指導は県下 22 箇所にある農業改良助長法に基づき設置されている「農業改良普及センター」に在籍する改良普及員が実施しており、当センターでは改良普及員の資質向上のための研修及び課題解決のための現地における技術実証の支援を行っているので、このような普及指導業務については、評価対象にならないと判断されている。

(3)健康環境科学研究センター

当センターの研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	0	17	31	28	30
新 規	17	14	2	2	0
完 了	0	0	2	0	27
中 止	0	0	3	0	0
休 止	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
次年度継続	17	31	28	30	3

当センターでは試験研究課題等の評価に関して、工業技術センター、農林水産技術総合センターのようにセンター独自の要領のようなものは作成していない。県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」に基づき実証されている。ただし、研究業務の進行管理を行うために「県立健康環境科学研究センター調査研究課題進行管理規程」を定めており、この中で所長が調査研究課題の評価を行うこと等規定している。

①調査研究課題の内部評価について

a. 事前評価

試験研究課題に対する事前評価のための内部評価は、健康環境科学研究センター研究課題等評価調整会議（以下「健環評価調整会議」と略す）において行なわれており、当会議の委員は県の関係部局の課長及び当センターの幹部で構成されている。平成17年度は第1回会議を平成17年9月7日（環境関係）、9月15日（健康関係）に、第2回会議を9月21日（健康・環境合同）に開催している。この評価結果は次のとおりである。

区 分	評価課題件数	うち採択件数
大気環境部関係	5	5
安全科学部関係	2	2
水質環境部関係	4	4
感染症部関係	7	7
健康科学部関係	3	3
水質環境部関係	2	2
計	23	23

これらにつき、研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適正に実施されていると認められた。ただし、研究課題調書の「研究に投入される資源（効率性）」欄には投入予定経費、投入予定人員を記入することになっているが、投入予定経費は上記23件全てにつき記入されていない。また、投入予定人員が記入されているのは5件のみである。これらは課題を評価するうえで、重要な情報であると思われるので記入を徹底すべきである。

b. 中間評価

調査研究課題に対する中間評価は、研究期間5年以上の研究課題を対象とし、研究開始後3年目に行うことになっている。県の「評価指針」は平成13年度から施行されているため、3年目の平成15年度に実施したが、平成17年度は中間評価の対象となる試験研究課題は無いため実施していないとの事であった。このため平成15年8月4日に実施した「健環評価調整会議」の内容につき、議事録、評価結果一覧表等閲覧して検討した。当会議に付議された課題数が14件で、うち1件が不採択となり、当該課題は試験研究を中止している。

付議課題に洩れがないかどうか、また審議が的確になされているかどうかにつき検討した結果、特に問題はなく、適正に実施されているものと認めた。

ただ、平成14年度に新規に調査研究課題が14件を実施されているが、これに係る中間評価は平成16年度実施されていない。これらのうち13件はその研究期間は平成14年度から平成17年度と4年間に設定されており（1件は平成14年度から15年度と2年間に設定されている）、5年未満の調査研究課題であるため、中間評価は行っていない。しかしながら、調査研究期間を4年間に設定したのは第1期中間事業計画の最終年度である平成17年度に合せた面があり、3年目の16年度で中間評価しておれば中止とすべき調査研究課題が生じていたかもしれない。調査研究期間が4年のものについても3年目で中間評価を行うことが望まれる。

また、当センターの「調査研究課題進行管理規程」の第2によると、研究部長は調査研究課題の進捗状況につき、毎年「調査研究課題進捗状況報告書」を作成し、10月末に企画情報部長並びに所長に提出することになっている。

平成17年度分につきこの報告書の提示を求めたところ、平成17年度より、これは廃止したとのことであった。

しかしながら、上記管理規程は未だ改訂されていなかった。重要事項であるので、遅滞なく改訂しておくべきである。

また、当管理規程の第4によると「所長は多様なニーズや取り巻く環境の変化に対応し、重点的、効果的な研究業務等を推進するため、調査研究課題の評価を行うものとする」と定められているが、この所長が評価した結果は文章では残されていない。文章で残すようにすべきである。

c. 事後評価

当センターでは平成16年度に調査研究の完了した課題は無いため、平成17年度では事後評価は実施されていない。平成15年度に2課題が完了しており、これの事後評価のために「健環評価調整会議」が平成16年9月24日に開催されている。

この議事録に、評価シート等閲覧して検討した。これら2件の評価点数は20点満点に対し、16.8点と17.2点でいずれも合格している。

付議課題に洩れがないかどうか、審議が的確になされているかどうかにつき検討した結果、特に問題はなく、適正に実施されているものと認めた。

d. 追跡評価

県の「評価指針」「評価要領」には追加評価に関する規定があり、研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を行うことになっているが、未だ実施していな

いとの事であった。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

②調査研究課題の外部評価

当センターでは、外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか、健康環境科学研究センター外部評価専門委員会（以下「健環評価専門委員会」と略す。）を設置している。委員は学識経験者、民間研究所幹部等10名で構成されている。

平成17年度のこの「健環評価専門委員会」は平成17年10月18日と10月20日に開催されているが、調査研究課題、評価のための会議は10月18日である。この付議課題は事後評価2件、事前評価9件であり、審議結果は事後評価2件については各々20点満点中16.8点と18.1点で合格点が付いており、事前評価9件は全て採択されている。

この評価シート等閲覧した結果、適正に実施されていると認めた。なお、この外部評価の評価結果は公表されている。ただし、外部評価に付議する主要研究課題の選定に当たり、「実施細則」2に定める主要研究の定義（県民生活部が所管する県立試験研究機関にあっては、・年間平均投入経費100万円以上のもの、・研究員の年間投入人員が一人を超えるもの）に該当するかどうかの検討はせずに、次の2つの基準に基づき選定されている。

- ・健康生活部の重要施策に関連する研究課題
- ・最近の社会情勢により緊急かつ重要と認められる研究課題

「実施細則」に定める定義に該当する課題の有無につき、まず検討することが必要である。

また、平成15年度に調査研究が完了した課題が2件あり、これに対し平成16年度には内部評価としての事後評価は実施されているが、外部評価としての事後評価は実施されていない。この理由は、課題2件のみで、「健環評価専門委員会」を開催するのは適当でないため実施せず、平成17年度において実施したとの事であった。

なお、科学技術会議・評価委員会の付議すべき部局横断的な研究等は無かったとのことである。

③普及指導業務の評価

普及指導業務については「評価要領」6において厳正な内部評価を行うと定められている。平成17年度はこの評価の為に「健環評価調整会議」を9月21日に開催している。この議事録等によると第2期中期事業計画期間中実施予定の普及指導事業として15の事業（継続事業14件、新規事業1件）について、評価、採択している。

ただ、これらの評価にあたり、「実施細則」3.(3)に定める「普及指導事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。工業技術センターでは作成されているが、当センターではこれらを作成することは実務上合理性がないのであれば、当センターの内規でその旨定めておくことが必要である。

また、「評価要領」6において、普及指導事業について事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を行うと定められているがこの内部点検は実施していない。実施すべきである。

④試験分析業務の評価

試験分析業務については「評価要領」7において、厳正な内部評価を行うと定められている。平成17年度はこの評価の為に「健康評価調整会議」を平成17年9月21日に開催している。この議事録等によると第2期事業計画期間中実施予定の試験分析事業として94事業（全て継続事業）について評価し、採択されている。

ただ、新規業務の評価にあたり、「実施細則」3.(4)に定める「試験分析事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。作成すべきである。

また、「評価要領」7において、試験分析評価について事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行うと定められているが、この内部点検は実施していない。実施すべきである。

(4)生活科学研究所

当研究所の研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	0	3	0	0	0
新 規	10	6	13	13	10
完 了	7	9	13	13	10
次年度継続	3	0	0	0	0

当研究所では、県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、当研究所の内規「生活科学研究所 研究課題の選定について」（以下、「研究所内規」と略す。）に基づいて調査研究課題等の評価を行っている。

①調査研究課題の内部評価について

a. 事前評価

「研究所内規」によれば、自主研究と共同研究に区分し、自主研究課題については、先ず県立生活科学研究所運営委員会（学識経験者、消費者団体、商工会議所、商工会連合会、公募委員等 12 名で構成されている委員会。以下「運営委員会」と略す。）で、当研究所が立案した研究課題に対し、意見を聴取し、その意見を踏えて生活科学研究所研究課題等調整会議（本庁の県民文化局長、生活創造課長、消費生活室長、県立神戸生活創造センター生活科学部長、当研究所幹部 7 名で構成されている委員会。以下「生活科学評価調整会議」と略す。）に付議する課題等を定めることとしている。また共同研究課題については、当年度に共同研究者を募集して課題を決定するため、事前評価の対象とはしていないとの事である。

平成 17 年度は「運営委員会」が平成 17 年 7 月 22 日に開催され、調査研究課題の選定に関する検討が行なわれている。この結果を受けて「生活科学評価調整会議」が平成 17 年 8 月 24 日に開催されている。当研究所の場合、この調整会議では調査研究課題の内容等が説明、質疑応答され、後日 2 週間以内に各委員より評価結果の回答を受け、これをもとに実施する研究課題を職員 1 人あたり 1～2 課題に絞り込んでいる。また、平成 16 年度は「運営委員会」が平成 16 年 7 月 8 日に「生活科学評価調整会議」が平成 16 年 7 月 26 日に開催されている。これら会議体の議事録、研究課題調査、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。なお、「運営委員会」は外部委員会ではあるが調査研究課題を事前評価するということを所管業務にはしていない。より広く、当研究所の業務運営の基本方針に関する事、その他運営に必要な事項に関する事を審議する委員会であるので、当委員会では調査研究課題に対する意見を求めているが、評価は行っていない。評価は「生活科学評価調整会議」で行なわれており、この平成 16 年度（平成 16 年 7 月 26 日）の当調整会議における評価課題件数は 14 件のうち採択 9 件、不採択 4 件で 1 件は採択された別の課題と併合して行うという条件が付されていた。この採択された課題のうち、1 件（電子レンジの利用実態と食品の過加熱等に関する調査研究）は平成 17 年度において調査研究が実施されていなかった。事情を聴取したところ、他の研究所（独）国民生活センター）が同じような研究をしていたので中止したとのことであったが、議事録をみるかぎりその旨はその後の「生活科学評価調整会議」で特段説明されていない。採択された課題を実施しないということは「生活科学評価調整会議」の軽視につながるので、その後の調整会議で中止することについて承認を得ておくべきである。なお平成 17 年度（平成 17 年 8 月 24 日）の当調整会議における評価課題件数は 16 件のうち採択

9件、不採択7件である。他の県立試験研究機関の内部評価における採択率がほぼ100%であるのに比べ採択率が低い点は注目に値する。

b. 中間評価

当研究所の調査研究課題の研究期間はほとんど1年であり、例外的に2年になるものもある程度であるため、中間評価の対象となる研究課題はないとのことである。

c. 事後評価

平成17年度調査研究課題に対する事後評価のための内部評価（「生活科学評価調整会議」による評価）は平成17年8月24日に実施されている。この研究課題調書、評価シート、議事録を閲覧し適正に実施されているかどうか検討した。この結果、この会議における評価課題件数13件で全て「達成」として処理されていた。しかしながら、このうち3件は100点満点で72点台であった。採択基準では75点以上が合格となっており、その意味では「達成」と評価することが妥当であるのか疑念の生ずるところである。厳正な評価が望まれる。

d. 追跡評価

県の「評価指針」「評価要領」には追跡評価に関する規定はあり、研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を行うことになっているが、未だ実施していないとの事であった。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

②普及指導業務の評価

県の「評価要領」6において普及指導業務に対して事前評価と事後評価を行うことを定めている。

平成17年度の普及指導業務に係る内部評価（平成17年8月24日開催の「生活科学評価調整会議」による評価）において、事前評価の対象件数は1件（生活科学シンポジウム「商品の安全使用を考える」の開催）で評価結果は「採択」、事後評価の対象件数も1件（生活科学シンポジウム「広がる食物アレルギー～どうする食品選び～」の開催）で評価結果は「達成」であった。これらの普及指導事業調書、評価シート、議事録を閲覧した結果、適正に実施されていると認められた。

しかしながら、当研究所の普及指導事業はおおよそ人員の総業務量でみて50%程度を占めており、種々の事業を行っている。

評価対象件数が1件で問題ないのか否か疑問である。評価の対象となる普及指導業務の定義を明確にしておくことが必要である。

また、「実務細則」5.(2)において毎年度進捗状況の内部点検は点検シートを作成し行うこととなっているが、これについても実施されていないが、実施することが実務的にみて合理性がないのであれば、内規においてその旨明示しておくべきであろう。

(5) 福祉のまちづくり工学研究所

当研究所の研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	10	12	14	7	11
新 規	8	6	4	11	7
完 了	6	4	11	7	11
次年度継続	12	14	7	11	7

当研究所では、県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、当研究所で定めた「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所研究開発実施要綱（以下、「開発実施要綱」と略す。）に基づいて研究課題等の評価を行っている。

① 研究課題の評価について

a. 事前評価

「開発実施要綱」第2条第1項で、研究所が実施するすべての研究開発は「福祉のまちづくり工学研究所企画運営委員会（以下、「企画運営委員会」と略す。）の評価等のもとに行うものと定めている。この「企画運営委員会」は外部の学識経験者9名と当研究所の所長、県の健康生活部のユニバーサル課長計11名で構成される委員会であり、当研究所では実施する全ての研究課題について外部評価を受けることとしている。他の県立の試験研究機関が主要研究課題に限定しているのとは異なっている。

「開発実施要綱」第2条第2項で、県からの受託研究開発については、「企画運営委員会」の評価手続きを経て、「福祉のまちづくり工学研究所研究課題等評価調整会議」（以下、「まち工学評価調整会議」と略す。）で選定するものと定めている。この「まち工学評価調整会議」のメンバーは県の健康生活部のユニバーサル課、高齢福祉課、障害福祉課、県土整備部まちづくり課の課長及び当研究所幹部で合計10名で、「評価要領」が定める内部委員により構成される「研究課題調整会議」に当たるものである。この規程は、まず外部評価の手続きを経て内部評価を行うと定めており、この手続も他の県立試験研究機関と逆の手続になっている。

「開発実施要綱」第2条第3項で、県以外から資金を受けて実施する研究開発は「企画運営委員会」の評価手続を経て、実施できると定められている。つまり、県以外から資金を受けて実施する研究開発は、「まち工学評価調整会議」の評価は不要という定めであり、県の「評価要領」2で定める「全ての研究課題等を評価の対象とし厳正な内部評価を行うものとする」という規定に反している。また、外部評価を受けているのであれば、特段問題はないが後述するように実質的には外部評価は受けていない。

研究課題の事前評価が上記の手続に準拠して実施されているかどうか検討した。

まず、平成17年度実施する新規研究課題の事前評価として、外部委員会である「企画運営委員会」が平成16年8月11日に開催されている。次いで内部審査会である「まち工学評価調整会議」が平成16年10月15日に開催されている。平成16年度は規定通り、外部評価委員会の意見を聴取して内部評価委員会で課題を決定している。一方、平成18年度実施する新規研究課題の事前評価としての外部委員会である「企画運営委員会」は平成17年7月29日に開催されている。一方内部委員会である「まち工学評価調整会議」は平成17年7月20日に開催されており、平成17年度は平成16年度とは逆に内部評価委員会が先行し、その後外部評価委員会が開催されている。この順序は、当研究所の規程に反しているが、県の規程には準拠している。当研究所の規程が妥当性を欠くのであれば改正しておく必要がある。

平成17年7月20日開催の内部評価委員会である「まち工学評価調整会議」の研究課題調書、評価シート、議事録を閲覧した結果、評価課題件数、採択件数等は次のとおりであり、適正に実施されているものと認めた。

区 分	評価課題件数	うち採択件数
研究第一課	6	3
研究第二課	8	4
研究第三課	6	3
研究第四課	2	1
計	22	11

ただ、採択された11件について、議事録ではその旨明記されていない。また採点結果が高くて採択されていないケースがあるので、その理由等議事録で明記しておくべきである。

次に、平成17年7月29日開催の外部評価委員会である「企画運営委員会」の議事録を閲覧したところ、上記採択された11件につき各委員より意見は出されているが、

この評価シートは作成されていない。また議事録にも評価結果は記載されていない。この為外部評価結果の採点状況は不明であった。外部評価の評価シートを作成すべきである。

b. 中間評価

研究課題に対する中間評価は研究期間5年以上の研究課題を対象とすることになっている。当研究所では、研究期間5年以上の研究課題はないので、中間評価は実施していない。

c. 事後評価

当研究所では、内部評価委員会である「まち工学評価調整会議」では事後評価は実施していない。外部評価委員会である「企画運営委員会」で実施しており、平成17年度終了した研究に対する事後評価は平成18年3月10日開催の当委員会を実施している。

この議事録によると、平成17年度研究が終了した11件のみならず、平成17年度に実施した研究課題18件全てにおいて意見を求めている。

「企画運営委員会」には研究課題調書[平成17年度成果の概要]を提出しているが、評価シートは作成されていない。現状では意見を求めるだけで、事後評価としての採点評価は行われているとは認め難い。事後評価についても県の「評価要領」に準拠した内部評価と外部評価を行うべきである。

d. 追跡評価

追跡評価は県の「評価要領」により研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバックの効果の項目について評価を実施することになっているが、当研究所では実施されていない。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

②普及指導業務の評価

普及指導業務の評価は県の「評価要領」第6条によれば、・事業実施の前年度に事前評価を、・事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を、・事業終了の翌年度に事後評価を行うことになっている。

しかしながら、当研究所では普及指導業務の評価は実施していない。

「実施細則」3. (3) 普及指導評価の方法の規定に準拠し、普及指導事業調書及び評価シートを作成し、実施することが必要である。

5. 試験研究課題等の評価に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の試験研究課題等の評価についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

(1) 経常研究・共同研究の評価について

① 経常研究の内部評価の実施について（指摘事項）

農林水産技術総合センターでは経常研究は内部評価においても事前評価、事後評価の対象としていない。「評価要領」では全ての試験研究課題につき評価を行うことになっているので、評価は必要と思われるが、農林水産技術総合センターでは、合理性に乏しく評価不要と判断されるのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。

（290頁参照）

② 書類持廻り審査について（指摘事項）

工業技術センターでは経常研究の事前評価（内部評価）及び企業との共同研究の事後評価（内部評価）は委員の書類持廻りで審査しており、「工業センター評価調整会議」では審議していない。この手続は内規に明記されていない。今後共、書類持廻り審査を継続するのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。また、この書類持廻り審査においては、委員である所長、次長は審査に参加しておらず、規程に定められた運用が出来ていない。（285頁参照）

(2) 追跡評価について

① 追跡評価に対する外部評価について（意見）

追跡評価は内部評価として限定的にしか実施されておらず、外部評価は実施されていない。重要な評価手続であるので具体的手続を定め実施することが必要である。（全機関共通）（275、292、296、300、303頁参照）

② 追跡評価における評価メンバーについて（意見）

追跡評価の内部評価においても、試験研究機関単独で行うだけでは公正性が確保できない。追跡評価調書の作成に当たっても、第三者機関か又は試験研究機関、行政関係部署、生産団体、消費者団体等で構成される調査委員会で行うことが望ましい。（全機関共通）

（283頁参照）

③ 追跡評価に対する内部評価の実施について（指摘事項）

追跡評価の内部評価は県の「評価要領」により研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバックの効果の項目について評価を実施することになっているが、実施されていない。重要な評価

手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。(296、300、303頁参照)

④追跡評価対象の明確化について(指摘事項)

工業技術センターでは、平成14年度終了した試験研究課題18件に対し、平成17年度の追跡評価(内部評価)件数は2件のみである。全て実施することが、実務上合理的でないのであれば、内規の見直しが必要である。(287頁参照)

(3)普及指導業務の評価について

①普及指導業務の評価対象の明確化について(意見)

普及指導業務の内部評価は規定上実施することになっているが、福祉のまちづくり工学研究所では評価対象となる普及指導業務はないとのことで実施していない。生活科学研究所では平成17年度1件のみの実施であり、評価洩れの有無につき疑問が残る。評価対象となる普及指導業務の定義を明確にしておくことが必要である。(301、304頁参照)

②普及指導事業調書等の作成について(意見)

健康環境科学研究センターでは普及指導業務の評価にあたり、「普及指導事業調書」及び「評価シート」は作成していない。これらを作成することが実務上合理性がないのであれば、内規でその旨定めておくことが必要である。(298頁参照)

③議事録の作成について(意見)

工業技術センターでは普及指導業務の評価は実施されているが、「工業センター評価調整会議」等の議事録は作成されていない。作成しておくことが望ましい。(288頁参照)

④内部点検の実施について(指摘事項)

健康環境科学研究センター・生活科学研究所・福祉のまちづくり工学研究所では、規定により毎年度、普及指導業務の内部点検を行うことになっているが、これが実施されていない。(298、301、303頁参照)

⑤内部点検の検証について(意見)

工業技術センターでは毎年度内部点検は担当者が点検シートを作成することにより実施しているとのことであるが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが必要であろう。(288頁参照)

(4)試験分析業務の評価について

①試験分析事業調書等の作成について(指摘事項)

健康環境科学研究センターでは新規業務に係る試験分析業務の評価にあたり「試験分析事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。また現行業務は「試験分析事業調書」(簡略版)による内部点検は実施していない。実施すべきである。(298頁参照)

②議事録の作成等について（意見）

工業技術センターでは試験分析業務の評価に係る「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。

また、毎年度、進捗状況の内部点検は試験分析担当者が実施しているとの事であったが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが望まれる。

更に、普及指導業務、試験分析業務の事前評価、事後評価は、「評価要領」の主旨から考え中期事業計画策定時に評価を実施すれば良いというものではなく、事業実施の前年度に事前評価、事業終了年度の翌年に事後評価を行うということであるので、毎年度評価の対象の有無を明確にしておくことが必要である。（288頁参照）

(5)外部評価について

①主要研究の定義の見直しについて（意見）

試験研究課題の外部評価の付議件数が非常に少ない。これは外部評価に付議する主要研究は、農林水産技術総合センター及び健康環境科学研究センターでは年平均投入経費100万円以上、工業技術センターでは年平均投入経費200万円以上のものと定義されているが、この投入経費に人件費が含まれていないことから、主要研究に該当する研究が少なくなっているものと思われる。主要研究の定義の見直しが必要である。（287、293頁参照）

②「実施細則」の遵守について（指摘事項）

健康環境科学研究センターでは、外部評価に付議する主要研究は「実施細則」に定める基準と異なる基準で選定されている。「実施細則」に準拠すべきである。（297頁参照）

③「評価シート」の作成について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所の試験研究課題の事後評価（外部評価）では「評価シート」は作成されていない。現状では、委員に意見は求めているが、事後評価としての採点評価は行われていない。（303頁参照）

(6)その他の事項について

①試験研究課題の選定の視点について（意見）

工業技術センター、農林水産技術総合センターでは、研究員の専門分野に制約があることから、ある程度特定分野に偏ることは避けられないが、試験研究課題の選定にあたり、特定分野に偏っていないかどうかという視点で評価することが必要であるので、評価項目にその旨加えることが望ましい。（270頁参照）

②効果の測定について（意見）

試験研究課題の選定にあたり「効率性」の項において費用対効果の視点から評価することになっているが、この効果については、評価調書に記載されていない。各試験研究機関において、各々研究内容に応じて効果の定量的測定方法を検討することが今後の課題である。（272頁参照）

③機関評価について（指摘事項）

機関評価に関する「評価調書」「評価シート」は無く、適切な評価手続はとられていない。（276頁参照）

④試験研究の成果の評価について（意見）

産業系の試験研究機関においては、試験研究の成果の評価にあたり、有効性、効率性を評価する場合、効果の定量的な測定を伴わなければ的確な評価が出来ない。定量的な測定方法の検討が望まれる。（276頁参照）

⑤普及指導業務、試験分析業務の外部評価について（意見）

普及指導業務、試験分析業務は内部評価を行うが、外部評価は行なわないこととしている。しかしながら、重要な業務については外部評価の対象とすべきである。（282頁参照）

⑥事後評価の評価洩れについて（指摘事項）

工業技術センターで平成17年度の試験研究課題の事後評価（内部評価）において1件評価洩れがみられた。（286頁参照）

⑦研究課題調書への記入洩れについて（指摘事項）

健康環境科学研究センターの、研究課題、事前評価（内部評価）において、研究課題調書上、投入予定経費、投入予定人員を記入することになっているが、これがほとんど記入されていない。評価するうえで重要な情報であるので記入徹底すべきである。（295頁参照）

⑧中間評価の実施について（意見）

調査研究課題の中間評価に関し、調査研究期間4年のものについても3年目で中間評価を行うことが望ましい。（296頁参照）

⑨評価結果の文書化等について（指摘事項）

健康環境科学研究センターでは、「調査研究課題進行管理規程」の改訂が遅れていた。また当規程によると、所長が調査研究課題の評価を行うことになっているが、この評価結果は文書で残されていない。（296頁参照）

⑩採択された調査研究課題の中止に係る承認について（意見）

生活科学研究所の「生活科学評価調査会議」において調査研究課題の事前評価で採択されたにもかかわらず、その課題を実施しないというケースが見られたが、その後の「生活科学評価調整会議」で中止したことにつき承認を得ておくべきである。（299頁参照）

⑪採択基準の遵守について（意見）

生活科学研究所の調査研究課題の事後評価（内部評価）において評価課題13件が全て「達成」として処理されていたが、このうち3件は100点満点で72点であった。採択基準では75点以上が合格となっており、その意味では「達成」と評価することが妥当であるのか疑念が生ずるところである。（300頁参照）

⑫内規違反について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所では試験研究課題の事前評価にあたり、平成16年度は内規に従い外部評価の後に内部評価が行なわれているが、平成17年度は逆に内部評価の後に外部評価委員会が開催されている。この順序は内規に反しているが、県の規定には準拠している。内規が妥当性を欠くのであれば、改正しておくべきである。（302頁参照）

⑬内部評価結果、外部評価結果の議事録記載について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所の試験研究課題事前評価（内部評価）で採択される11件について、議事録ではその旨明記されていない。また採点結果が高くても採択されていないケースがあるが、その理由も議事録には明記されていない。（302頁参照）

また外部評価委員会の議事録には、上記11件につき各委員の意見は記載されているが、この「評価シート」は作成されておらず、議事録にも評価結果は記載されていない。この為、外部評価結果の採点状況は不明であった。（303頁参照）

Ⅷ 行政コスト計算書の試算

1. 行政コスト計算書の試算について

近年、地方公共団体では、企業会計的な手法を取り入れた「行政コスト計算書」の作成が行われている。兵庫県でも、平成12年度から普通会計に係る行政コスト計算書が作成され、一般に公開されている。

行政コスト計算書は、行政サービス提供のため年間どれだけコストがかかっているかについて、資産形成につながらないコスト面に着目して把握するものである。すなわち、地方公共団体の活動には、必然的にコストが生じるが、このコストとして、現金の支出だけではなく、減価償却費や退職給付費用など、その年度の活動に対応させるべき現金支出を伴わない費用も含めることで、活動の実態を捉えることができると考えられている。

こうして把握したコストでどのような行政活動が展開され、この結果どのような効果を上げられたかを評価することができれば、コストと対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができ、さらには、将来の有効活用を含めた長期的なコスト意識を醸成することにつながることを期待できる。

上記のコスト及び効率性の検討は、試験研究機関別を実施することも可能であるため、参考までに各試験研究機関の行政コスト計算書（平成16年度及び17年度）を試算した。その結果は、次の通りである。

	平成16年度		平成17年度	
	行政コスト純額	県民1人当りコスト	行政コスト純額	県民1人当りコスト
工業技術センター	1,399,618	251	1,335,854	239
農林水産技術総合センター	4,680,859	838	4,395,045	787
健康環境科学研究センター	1,041,249	186	1,055,257	189
生活科学研究所	186,189	33	197,613	35
福祉のまちづくり工学研究所	248,418	44	217,645	39
計	7,556,332	1,353	7,201,414	1,290

5 試験研究機関の行政コスト純額は平成16年度7,556百万円 県民1人当りコスト1,353円、平成17年度7,201百万円 県民1人当りコスト1,290円で、平成17年度の行政コストは前年度に比べ減少してきている。上記コストが高いのかどうかは現在、判断できるデータを持ち合わせていないので判断できないが、基本的には試験研究機関の提供している行政サービスがコスト以上の効果を上げているかどうかという点にある。

試験研究機関の行政サービスの成果を計数的に評価することは容易でないが、一般行政サービ

スと比べれば、比較的計数化はやりやすいと思われる。また、試験研究機関を独立法人化すれば、ある程度行政サービスの成果の評価方法は確立してくるものと思われる。

ただ、その行政サービスの成果が的確に計数化出来なくても、各試験研究機関別に発生主義によるコストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し、その運営の効率性を判断するデータとして、また各試験研究機関の機関評価を行う場合のデータとして活用できるとと思われる。また、例えば農林水産技術総合センターの行政コストと兵庫県の農林水産総生産高の割合は平成16年度でみると2.6%（47億円/1,840億円）であるが、この2.6%を他府県のデータと比較分析するとか、農林水産従事人口当り農林水産技術総合センター行政コストの割合を出し、他府県のデータと比較することも有用である。県においても、各試験研究機関別に行政コスト計算書を作成することが望まれる。

【工業技術センター】

(金額単位：千円)

区分	平成16年度		平成17年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	1,078,539 (107,249)	71.2%	1,012,568 (71,253)	70.0%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	408,348 (190,120)	26.9%	398,451 (178,007)	27.6%
3 移転支的的なコスト	355	0.0%	342	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	28,054 (26,067)	1.9%	34,954 (34,954)	2.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	1,515,296	100%	1,446,315	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	115,678 (29,441)	-	110,461 (12,803)	-
7 行政コスト純額(5-6)	1,399,618	-	1,335,854	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	251 円		239 円	

【農林水産技術総合センター】

(金額単位：千円)

区分	平成16年度		平成17年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	3,464,789 (426,821)	68.2%	3,221,415 (260,790)	67.2%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	1,452,002 (479,633)	28.6%	1,415,279 (487,728)	29.5%
3 移転支出的なコスト	5,093	0.1%	4,587	0.1%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	160,659 (92,752)	3.1%	155,530 (124,372)	3.2%
5 行政コスト総額(1～4計)	5,082,543	100%	4,796,811	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	401,683 (17,665)	-	401,766 (2,146)	-
7 行政コスト純額(5-6)	4,680,859	-	4,395,045	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	838 円		787 円	

【健康環境科学研究センター】

(金額単位：千円)

区分	平成16年度		平成17年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	887,675 (56,085)	78.4%	890,139 (111,890)	78.4%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	234,952 (69,460)	20.7%	232,334 (68,599)	20.5%
3 移転支出的なコスト	182	0.0%	211	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	9,816 (8,976)	0.9%	12,036 (12,036)	1.1%
5 行政コスト総額(1～4計)	1,132,625	100%	1,134,720	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	91,376 (40,848)	-	79,462 (38,608)	-
7 行政コスト純額(5-6)	1,041,249	-	1,055,257	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	186 円		189 円	

【生活科学研究所】

(金額単位：千円)

区分	平成16年度		平成17年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	142,933 (9,585)	76.6%	151,872 (14,170)	76.8%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	36,239 (10,969)	19.4%	37,250 (10,393)	18.8%
3 移転支的的なコスト	56	0.0%	56	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	7,327 (6,414)	3.9%	8,601 (8,601)	4.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	186,555	100%	197,779	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	366 (-)	-	166 (-)	-
7 行政コスト純額(5-6)	186,189	-	197,613	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	33 円		35 円	

【福祉のまちづくり工学研究所】

(金額単位：千円)

区分	平成16年度		平成17年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	154,141 (12,190)	60.4%	128,796 (4,156)	54.4%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	95,137 (23,263)	37.3%	99,888 (24,314)	42.2%
3 移転支的的なコスト	0	0.0%	0	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	5,910 (5,910)	2.3%	7,924 (7,924)	3.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	255,188	100%	236,608	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	6,771 (-)	-	18,963 (-)	-
7 行政コスト純額(5-6)	248,418	-	217,645	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	44 円		39 円	

(注) 収入額については、県受託事業収入を除いてある。

2. 行政コスト計算書試算の前提条件について

各試験研究機関の運営の効率性の一つの評価尺度として費用対効果の視点で判断するのがわかりやすいが、この場合の費用とは県財務会計システムによって集計された支出額では不十分であり、会計という発生主義によって把握される全ての費用を網羅的に把握した行政コスト計算書を作成することにより把握すべきものである。

地方自治体の財務会計は地方自治法により、いわゆる現金主義により行われているため、当該年度の収入と支出をもって歳入・歳出とし、予算管理が行なわれている。

しかしながら、試験研究機関の当該年度の費用には当該年度の支出に計上されないものがあるほか、支出に計上されてもその全てがコストとして認識すべきでないものがある。

例えば、設備・機器等を取得した場合は、県の財務会計システムではその取得価額を支出年度に歳出として計上されるが、その金額が支出のあった年度の費用ではなく、その設備・機器の使用期間にわたって、その取得価額を各期に配分するという会計処理方法により費用（減価償却費）を認識することになる。

また、職員に対する退職金は県の財務会計システムでは、退職金支出年度の歳出として計上されるが、退職金はその職員の在職期間にわたって費用（退職給付費用）を認識すべきであるので、当該年度に負担すべき額を計算し、当該年度の人件費として認識することになる。

その他各試験研究機関の行政コスト計算書を作成するために県の財務会計システムの数値を調整すべき項目としては次のようなものがある。

- a. 各試験研究機関のサービスの提供に伴い稼得された収入ではあるが、各試験研究機関の歳入に計上されず、県庁の主務課で計上されている試験研究に係る委託料収入、助成金収入等がある。これらは、各試験研究機関の収益として記載すべきものである。
- b. 各試験研究機関の施設建設のための県債に係る支払利息は各試験研究機関の歳出としては計上されていないが、その支払利息は各試験研究機関の費用として認識すべきものである。
- c. 各試験研究機関で使用している土地、設備のうち県有資産についてはその使用料は各試験研究機関の歳出として計上されていない。
しかしながら、その使用料相当は、各試験研究機関の費用として認識すべきものである。
- d. 県庁の産業労働部、農林水産部等の各担当課で各試験研究機関を支援するために発生する人事・経理面の管理費用は、何らかの基準で各試験研究機関に配賦し、費用として認識すべきものである。

各試験研究機関の財務会計上の歳出、歳入に上記のような項目を調整して行政コストを集計したものが行政コスト計算書であるが、各試験研究機関ごとの行政コスト計算書は県において制度的に作成していないため、上記のような調整項目の計算は正確に把握できる体制にはなっていない。

そのため、前掲の行政コスト計算書は金額的な重要性を考慮しながら、実務的に可能な範囲で資料を入手して作成したものであり、その意味で正確かつ網羅的に行政コストが計算されたものとはいえないが、各試験研究機関の行政コストはおおむね集計されているものと考えている。

以下、今回、試験研究機関別の行政コスト計算書の試算に当たり、平成16年度及び17年度の歳入、歳出を調整した内容につき説明する。

A. 歳出の調整

県の財務会計システムの支出額のうち、資産を形成した工事請負費及び備品購入費を除いたもの、及び、下記①～③に記載した非現金支出費用を行政コストとして計上した。各区分に計上した内容は次のとおりである。

区 分	左記コストに含まれる項目
人にかかるコスト	報酬、職員手当等、共済費、賃金、正規職員に係る人件費、退職給付費用
物にかかるコスト	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 減価償却費
移転支出的なコスト	負担金・補助及び交付金、公課金、補償・補填及び賠償金
その他のコスト	災害復旧費、土地機会費用

①退職給付費用

退職金は、一定の期間に亘り労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職時以後に給付されるものであるが、そのコストは勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと考えられる。従って、各年度末において全職員が普通退職したと想定し、その退職金要支給額を算出するとともに、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって退職給付費用を計上した。

なお、退職金要支給額の算出については、一人毎の積み上げ方式ではなく、対象職員の平均給与月額及び平均勤続年数による普通退職支給率に基づき簡便的に算出している。また、実際に退職する場合には定年退職や勸奨退職の場合もあることから、試算された退職給付費用は実際のコストより過少に算出されている。

②減価償却費

建物等の有形固定資産を取得した場合、現金支出は取得年度に計上されるが、資産の利用による効果は利用期間に亘り発現するため、そのコストは利用期間に亘り計上すべきものと考えられる。従って、有形固定資産について下記の方法によって減価償却費を計上した。